

米 沢 市 指 名 停 止 情 報

業 者 名 (本 社 所 在 地)	セントラルコンサルタント株式会社 (東京都中央区晴海2-5-24)
指 名 停 止 期 間	令和8年8月3日から令和8年9月2日まで 1 月 間
指 名 停 止 事 由	指名停止基準第3号 (過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入)
指名停止該当業種	測量・建設コンサルタント業務